

2

第2編

契約条件の確認

学習の内容

第1章 自動車保険の契約条件・保険料率

第2章 被保険者

第3章 被保険自動車

第4章 保険金額

第5章 ノンフリート等級別料率（保険事故実績）

第6章 保険期間・保険料払込方法



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 自動車保険の契約条件・保険料率

デジタルテキスト 121

2-1-1 自動車保険の引受け

第1節の
学習時間およそ
1分

(1) 自動車保険の引受手順

まずは補償内容を確認したうえで、契約条件の決定に必要な被保険者の属性や被保険自動車の属性、保険事故実績などを確認し、どれくらいの加入金額（保険金額）にするかを決定し、保険料を算出します。

なお、自動車保険の引受手順の詳細については、第3編第1章を参照してください。

本編では、主としてノンフリート契約 **▲注** における契約条件の決定に必要な情報について説明します。

▲注 ノンフリート契約とは、フリート契約に該当しないものをいいます。



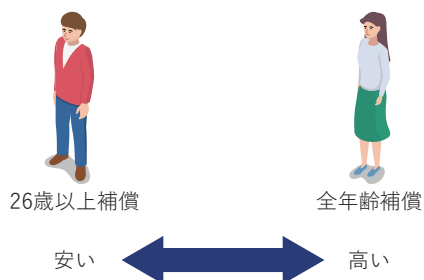
デジタルテキスト 122

(2) 自動車保険の契約条件の確認

自動車保険の保険料は、保険種類ごとに保険金額に保険料率を乗じて算出します。

この保険料率は、被保険者の属性（運転者の範囲・運転者年齢条件・運転免許証の色など）や被保険自動車の属性（用途車種・使用目的など）などによって決まりますので、自動車保険の引受けにあたっては、保険料率を決める要素となるリスク区分を正しく理解したうえで、契約条件の決定に必要な情報を正確に確認することが重要です。

〈運転者年齢条件〉



〈用途車種〉



デジタルテキスト 123

2-1 自動車保険の保険料率

第2節の
学習時間およそ
4分

第1章

自動車保険の契約
条件・保険料率

(1) 基本保険料

自動車保険の基本保険料は、保険種類（補償内容）や運転者の範囲・年齢条件、用途車種、保険金額、免責金額などによって決められています。また、「リスク細分型の自動車保険」では、記名被保険者の運転免許証の色、使用目的、使用類型（年間走行距離等）、地域等を保険料決定の要素としています。

適用保険料は、基本保険料に次の要素を勘案し、ノンフリート等級別料率（係数）および各種の割増引率を適用して計算されます。

- ① 契約ごとの事故の有無などによって決定される要素（ノンフリート等級別料率制度）
- ② 被保険自動車の型式ごとに決定される要素（型式別料率クラス制度）
- ③ 契約条件（安全装置・新車等）によって決定される要素（各種割引制度）

保険料 補償内容	=	基本保険料 被保険者・被保険 自動車の属性	×	ノンフリート 等級別料率 前契約の有無 保険事故歴	×	型式別料率 クラス 型式ごとの 保険成績	×	各種割引
-------------	---	-----------------------------	---	------------------------------------	---	-------------------------------	---	------

⚠ 注1 ⚠ 注2

⚠ 注1 ノンフリート等級別料率については、P.159参照。

⚠ 注2 型式別料率クラスについては、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車のみが対象となります（P.146、147参照）。

デジタルテキスト 124

(2) 保険料率の適用単位

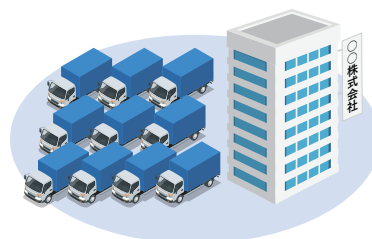
自動車保険の保険料率は、ノンフリート契約の場合、基本的に引受単位である被保険自動車ごとに適用します。なお、フリート契約の場合には、保険契約者単位で保険料率を適用します。

ノンフリート契約



被保険自動車単位
総付保台数 9台以下

フリート契約



保険契約者単位
総付保台数 10台以上

デジタルテキスト 125

(3) フリート契約の概要

フリート契約の用途車種別の基本保険料は、ノンフリート契約の用途車種別の基本保険料とは異なります。保険契約者が事業用に複数の自動車を所有している場合には、フリート契約に該当しないかを確認する必要があります。

① フリート契約者とは

② フリート契約者に適用される保険料

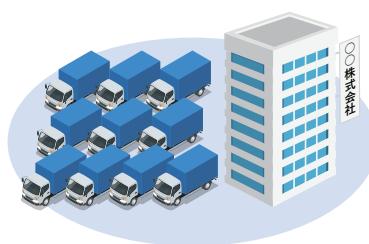
デジタルテキスト 126

① フリート契約者とは

フリート契約者とは、保険契約者が所有かつ使用する自動車（所有・使用自動車）**注1**の総付保台数**注2**が10台以上の保険契約者をいいます。

総付保台数が10台以上となった場合には、必ずフリート契約者としての登録を申請しなければなりません。

総付保台数 10台以上



注1 所有・使用自動車とは、保険契約者が所有し、かつ、自ら使用する自動車をいいます。なお、「所有権留保条項付売買契約により購入した自動車」「リース業者から1年以上を期間とする賃貸借契約により借入れたリースカー」についても、購入者または賃借人が自ら保険契約者となって保険契約を締結する場合には、「所有・使用自動車」として取り扱います。

注2 総付保台数とは、1保険契約者が自らを記名被保険者として、1年以上を保険期間とする自動車保険契約を締結した所有・使用自動車の合計台数をいい、同一保険契約者の「所有・使用自動車」が複数の保険会社に分割して契約されている場合は、そのすべてを合計します。ただし、共済は含みません。

デジタルテキスト 127

② フリート契約者に適用される保険料

a. フリート契約者の基本保険料

フリート契約者には、フリート契約者の用途車種別基本保険料を適用します。

b. フリート契約者に適用される割引・割増

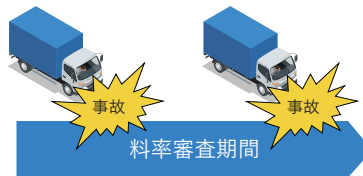
フリート契約者に適用される割増引は、契約者単位で、一定の期間（料率審査期間）における損害率をもとに決められます。

- (a) 優良割引率
- (b) 第一種デメリット料率

c. フリート多数割引

10台以上の所有・使用自動車を1保険証券で同時に契約するときに適用されます。

料率審査期間における
損害率をもとに割引・割増を決定



第2章 被保険者

デジタルテキスト 129

自動車保険では、自動車の運転者により自動車事故の危険度が異なることから、運転者の範囲や年齢によって保険料率が異なります。したがって、被保険自動車を運転する者の範囲などを確認し、運転者の範囲や運転者年齢条件などを正しく設定する必要があります。

本章では、記名被保険者、運転者の範囲や運転者年齢条件について説明します。【注】

【注】 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-1 記名被保険者

第1節の
学習時間およそ
6分

(1) 記名被保険者とは

記名被保険者とは、被保険自動車を主に使用する者【注1】のうち、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。

この記名被保険者は、対人・対物賠償責任保険等の被保険者の範囲を決定する重要な事項となります。また、ノンフリート等級（保険料の割引・割増）の継承可否や記名被保険者年齢別料率区分などを決める要素にもなりますので、正確に確認する必要があります。【注2】 【注3】

【注1】 主に使用する者とは、次の①②のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車を主に運転する者
- ② 次のいずれかに該当する被保険自動車を自由に支配・使用する正当な権利を有する者
 - a. 自動車検査証の「所有者の氏名または名称」欄に記載の者（所有者）
 - b. 自動車検査証の「使用者の氏名または名称」欄に記載の者
 - c. 上記aの名前がやむを得ず実態を反映していない場合は、実際の所有者

【注2】 記名被保険者（住所・氏名・年齢）が事実と相違している場合は、告知義務違反で契約が解除され、保険金が支払われないことがあります。

【注3】 記名被保険者を変更する場合は、ノンフリート等級を継承できないケースがあることに注意する必要があります（P.162参照）。



デジタルテキスト 130

(2) 記名被保険者の運転免許証の色

① ゴールド免許割引

ゴールド免許を保有する者は、グリーンやブルーの帯の運転免許証の保有者に比べてリスクが低いとされることから、リスク細分型の自動車保険では、割安な保険料が適用されます。具体的には、始期日時点で記名被保険者の運転免許証の色がゴールドの場合に、保険料が割引となります。 **▲注**

▲注 始期日が運転免許証の更新期間（更新年の誕生日の前後1か月間）内にあり、更新前後の運転免許証の色が「ゴールドからブルー」または「ブルーからゴールド」に変更となる場合で、その事実が「運転免許証更新連絡書(ハガキ)」「ゴールド免許証のコピー」等で確認できるときは、そのゴールド免許証を「始期日時点で有効な運転免許証」とみなすことができます。



参考

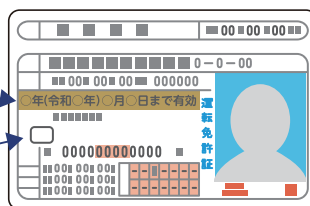
運転免許証の色

- ・運転免許証には、有効期限を示す部分の帯の色が「グリーン」「ブルー」「ゴールド」の3色あり、このうち、道路交通法第95条の6第1項で規定されている、優良運転者に対して交付されるゴールドの帯の運転免許証のことを、一般的に「ゴールド免許」と呼んでいます。
- ・ゴールド免許は、運転免許証の有効期間が満了する日以前の5年間、無事故・無違反であった優良運転者に交付され、有効期間は5年（有効期間が満了する日における年齢が72歳以上の者は3年、71歳の者は4年）です。

【ゴールド免許証の見方】

帯の色はゴールドです。

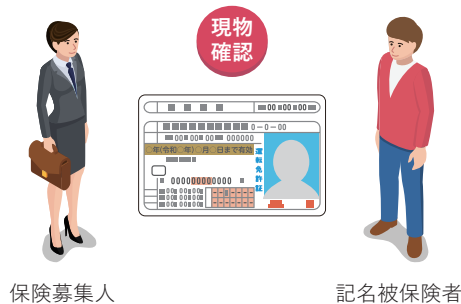
「優良」と表示されます。



② 運転免許証の確認方法

記名被保険者の運転免許証の現物により、保険始期日時点の運転免許証の色を確認します。保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、必ず記名被保険者の運転免許証を確認します。 **▲注**

▲注 申込書に記載された運転免許証の色が事実と相違している場合には、告知義務違反で契約が解除され、保険金が支払われないことがあります。



デジタルテキスト 132

③ 記名被保険者の変更等

保険期間の途中で、記名被保険者を変更する場合は、変更後の記名被保険者が保有する運転免許証の色に従い、ゴールド免許区分の適用の可否を判定します。この場合、「契約内容変更日時点」の運転免許証の色を確認し、適宜、変更します。

なお、現存契約の保険期間の途中で、記名被保険者の変更を伴わずに運転免許証の色のみが変更になった場合は、この区分の適用を変更しません。この場合、次回更新時から変更します。

デジタルテキスト 133

(3) 記名被保険者年齢別料率区分

リスク細分型の自動車保険では、記名被保険者の年齢に応じた料率区分（記名被保険者年齢別料率区分）

▲注1 があります。記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を所定の年齢で設定した場合、記名被保険者年齢別料率区分に基づいて始期日時点での記名被保険者の年齢に応じた保険料が適用されます。したがって、同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢によって保険料が異なることがあります。 **▲注2**

記名被保険者



記名被保険者の年齢によって
保険料が異なる

▲注1 記名被保険者年齢別料率区分は、運転者年齢条件区分のうち、「26歳以上補償」と「35歳以上補償」などにおいて、記名被保険者の年齢層別（「29歳以下」「30歳～39歳」「40歳～49歳」など）に更に料率区分を設定したものです。

▲注2 保険期間の途中で、記名被保険者を変更する場合は、変更日時点での新しい記名被保険者の年齢による料率区分を適用します。

デジタルテキスト 134

2-2 運転者の範囲と運転者年齢条件

第2節の
学習時間およそ
7分

(1) 運転者の範囲

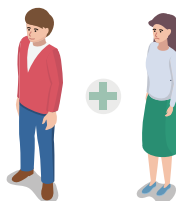
運転者の範囲を限定することにより、保険料の割引の適用を受けることができます。
運転者の範囲を限定する特約として、次の2つが一般的です。

特約	運転者の範囲
運転者本人限定特約	運転者を記名被保険者本人に限定
運転者本人・配偶者限定特約	運転者を記名被保険者本人とその配偶者  に限定

 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係にある者など）および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。



記名被保険者本人



記名被保険者本人とその配偶者

デジタルテキスト 135

限定した運転者の範囲と異なる者が、被保険自動車を運転中に起こした事故については、特定の事故  を除き、保険金が支払われません。したがって、運転者の範囲を限定する場合には、被保険自動車を運転する可能性がある者の範囲を確認する必要があります。

なお、運転者の範囲を限定する特約を付帯（セット）した場合の保険料は、「運転者を限定しない」→「運転者本人・配偶者限定特約を付帯（セット）」→「運転者本人限定特約を付帯（セット）」の順で安くなります。

 この場合の特定の事故とは、次のものをいいます。このような事故において被保険者に責任が認められる場合があるため、補償対象としています。

- ・被保険自動車が、盗難にあった時から発見されるまでの間に、その被保険自動車について生じた事故
- ・自動車取扱業者が、業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に、その被保険自動車について生じた対人事故および対物事故（被保険者に保有者責任が生じた場合、その責任部分）

保険金が支払われる



運転者の範囲内

保険金が支払されない



運転者の範囲外

デジタルテキスト 136

(2) 運転者年齢条件

① 運転者年齢条件とは

運転者年齢条件とは、被保険自動車を運転する可能性がある者の年齢に合わせて、補償の対象となる運転者の年齢条件を設定するものです。

運転者年齢条件を全年齢補償以外に設定するには、通常、「運転者年齢〇歳以上補償（または〇歳未満補償対象外）特約」などを付帯（セット）します。

この運転者年齢条件には、例えば、次のような区分があり、運転者年齢条件の年齢区分を上げるに従って、保険料が安くなります。

○：補償する ×：補償しない

運転者の年齢 運転者年齢条件の区分	20歳以下	21歳～ 25歳	26歳～ 34歳	35歳以上
全年齢補償	○	○	○	○
21歳以上補償	×	○	○	○
26歳以上補償	×	×	○	○
35歳以上補償	×	×	×	○

デジタルテキスト 137

② 運転者年齢条件の適用範囲

運転者年齢条件特約を付帯（セット）した場合、その条件は、被保険自動車の運転者が次のいずれかに該当する者である場合に限り適用されます。したがって、例えば、これらに該当しない、記名被保険者またはその配偶者の別居の子（未婚および既婚）や友人・知人等が被保険自動車を運転しても、運転者年齢条件が適用されません。

< 記名被保険者が個人の場合 >

- a. 記名被保険者
- b. 記名被保険者の配偶者 
- c. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- d. 上記 a～c のいずれかの者の業務（家事を含みません）に従事中の使用人（記名被保険者が個人事業主の場合）

運転者年齢条件特約で設定された運転者年齢条件に合致しない者が、被保険自動車を運転中に起こした事故については、保険金が支払われません 。したがって、運転者年齢条件が適用される者のうち、被保険自動車を運転する可能性がある最も若い者の年齢に合わせて、運転者年齢条件を設定する必要があります。

 **注1** 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係にある者など）および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

 **注2** 記名被保険者が法人の場合、運転者年齢条件に合致しない者が被保険自動車を運転中に起こした事故については、特定の事故を除き、保険金が支払われません。
なお、特定の事故とは、前記（1）運転者の範囲を限定する特約の場合と同様です。

デジタルテキスト 138

(3) 運転者の範囲と運転者年齢条件の関係

運転者の範囲と運転者年齢条件の関係は、次のとおりとなります。

前記（１）の特約により限定した運転者は、運転者年齢条件を満たした場合に限り補償の対象となります。

また、運転者の範囲を限定しない場合は、運転者年齢条件特約が付帯（セット）されていても、記名被保険者またはその配偶者の別居の子（未婚および既婚）や友人・知人等は、運転者年齢条件の適用外となり、運転者年齢条件にかかわらず補償の対象となります。

○：補償する ×：補償しない

運転者 条件		① 記名被保険者 (本人)	② ①の配偶者	③ ①または②の 同居の親族	④ ①または②の 別居の子	⑤ 左記以外の者 (友人・知人等)
運転者の 範囲	限定なし	○	○	○	○	○
	本人限定	○	×	×	×	×
	本人・配偶者 限定	○	○	×	×	×
運転者年齢条件		適用する  注			適用しない	

 注 記名被保険者が個人事業主の場合には、表中①～③のいずれかの者の業務（家事を含みません）に従事中の使用人も運転者年齢条件が適用されます。

第3章 被保険自動車

デジタルテキスト 140

自動車保険では、自動車の用途車種により自動車事故の危険度が異なることから、その用途車種に応じた保険約款や保険料率が適用されます。また、自動車の安全装置や使用目的などによっても保険料が異なります。したがって、保険の対象となる被保険自動車の用途車種などを正しく確認することが重要です。

本章では、自動車の用途車種区分、型式別料率クラスや安全装置等について説明します。 **注**

注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-3 -1 自動車の用途車種区分

第1節の
学習時間およそ
12分

(1) 自動車の定義

自動車保険における自動車とは、道路運送車両法第2条第2項にいう「自動車」および同条第3項にいう「原動機付自転車」をいいます。



普通貨物車



普通乗用車



軽自動車



原動機付自転車



参考

道路運送車両法第2条

第2項 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

第3項 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

デジタルテキスト 141

(2) 自動車の用途車種区分

① 用途車種の区分

用途車種とは、登録番号標等（車両番号標および標識番号標を含みます）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、営業用普通貨物車、二輪自動車等の区分をいいます。

自動車の用途車種は、大きく自家用と営業用に区分され、更に乗用車、バス、貨物車、タクシー等に区分され、そのほか二輪自動車、原動機付自転車もあります。

また、乗用車は、排気量等により、普通乗用車、小型乗用車、軽四輪乗用車に区分され、更に貨物車は、最大積載量により、普通貨物車、小型貨物車、軽四輪貨物車等に区分されます。

なお、自賠責保険と任意の自動車保険とは取扱いが異なることがあります **注**。

注 例えば、乗用車は、自動車保険では自家用普通乗用車または自家用小型乗用車に区分されますが、自賠責保険では自家用乗用自動車のみとなります。

● 主な用途車種区分（抜粋）

下表は、用途車種の標準的な区分、分類番号（P.006参照）、塗色を記載しています。

自動車保険		自賠責保険			登録番号標・ 車両番号標	塗 色	
用途車種区分		車 種		申込書・ 証明書の 記載	分 類 番 号		
自家用普通貨物車	最大積載量 0.5トン以下	普通貨物 自動車	自家用	最大積載量 が2トン 以下のもの	普貨（自） 以下	1,10～19,100～1ZZ	白地に 緑文字
	最大積載量 0.5トン超 2 トン以下						
	最大積載量 2 トン超	普通貨物 自動車	自家用	最大積載量 が2トンを 超えるもの	普貨（自） 超		
自家用バス 		乗合自動車  （自家用）			乗合（自）	2,20～29,200～2ZZ 5,50～59,500～5ZZ 7,70～79,700～7ZZ	白地に 緑文字
自家用普通乗用車		自家用乗用自動車			自乗	3,30～39,300～3ZZ	白地に 緑文字
自家用小型乗用車						5,50～59,500～5ZZ 7,70～79,700～7ZZ	
自家用小型貨物車		小型貨物自動車 （自家用）			小貨（自）	4,40～49,400～4ZZ 6,60～69,600～6ZZ	白地に 緑文字

自家用軽四輪貨物車		軽自動車（検査対象車）			軽（対）	Ⓔ40～49,400～4ZZ 600～6ZZ	黄地に 黒文字
自家用軽四輪乗用車						Ⓔ50～59,500～5ZZ 700～7ZZ	
自家用二輪自動車		小型二輪自動車			小二	なし,1または2	白地に 緑文字
		軽自動車（検査対象外車）			軽（外）		
営業用普通貨物車	最大積載量 2トン以下	普通貨物 自動車	営業用	最大積載量 が2トン 以下のもの	普貨（営） 以下	1,10～19,100～1ZZ	緑地に 白文字
	最大積載量 2トン超	普通貨物 自動車	営業用	最大積載量が 2トンを超 えるもの	普貨（営） 超		
営業用バス ㊦注1		乗合自動車 ㊦注1 （営業用）			乗合（営）	2,20～29,200～2ZZ 5,50～59,500～5ZZ 7,70～79,700～7ZZ	緑地に 白文字
営業用乗用車	A〔六大都市 ㊦注2 のハイヤー〕	営業用乗用自動車 （ハイヤー）			営乗 （ハイヤー）	3,30～39,300～3ZZ 5,50～59,500～5ZZ 7,70～79,700～7ZZ	緑地に 白文字
	B〔六大都市 ㊦注2 のタクシー〕	営業用乗用自動車 （タクシー）			営乗 （タクシー）		
	C〔六大都市 ㊦注2 以外のハイヤー・ タクシー〕	営業用乗用自動車			営乗		
	D〔個人タクシー〕	営業用乗用自動車 （個人タクシー）			営乗 （個人）		
営業用小型貨物車		小型貨物自動車 （営業用）			小貨（営）	4,40～49,400～4ZZ 6,60～69,600～6ZZ	緑地に 白文字
営業用軽四輪貨物車		軽自動車 （検査対象車）			軽（対）	Ⓔ40～49,400～4ZZ 600～6ZZ	黒地に 黄文字
営業用二輪自動車		小型二輪自動車			小二	なし,1または2	緑地に 白文字
		軽自動車（検査対象外車）			軽（外）		
一般原動機付自転車		一般原動機付自転車			一般原付	—	—
特定小型原動機付自転車		特定小型原動機付自転車			特定小型原付	—	—

㊦注1 乗用車とバス・乗合自動車の区分については、自動車検査証に記載の定員が10名以下の自動車を乗用車とし、11名以上の自動車をバス・乗合自動車としています。

㊦注2 六大都市とは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市および神戸市をいいます。



参考

特定小型原動機付自転車の車両区分の新設

2023（令和5）年7月1日施行の改正道路交通法により、従来の原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下で長さ1.9m、幅0.6m以下、かつ最高速度20km/h以下の要件を満たすものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外のものを一般原動機付自転車とする新たな車両区分が設けられました。自賠責保険の加入義務がある電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車に該当します。

② 用途車種区分の確認方法

自動車の用途車種は、原則として、自動車検査証やナンバープレートの塗色および分類番号で見分けることができます。

a. ナンバープレートの見方

自動車のナンバープレートは、「登録自動車」「軽自動車」「小型二輪自動車」「小型特殊自動車および原動機付自転車」に区分され、見方が異なります。▲注1

(a) 登録自動車（登録番号標）

管轄運輸支局等の表示 運輸支局等（自動車検査登録事務所を含む）の名称を表示する文字（1～4字）。	京都 500 す 34-61	用途種別表示（分類番号）	車種（例）
業態表示 営業用→あいうえかきくけこを 自家用（一般用）→上記および「われよおしへゑん」以外のひらがな （レンタカー）→われ （外国人用）→E H K M T Y よ	塗色（プレートと文字の色） 営業用→緑地に白文字 自家用→白地に緑文字 ▲注2	1,10～19,100～1ZZ	普通貨物車
		2,20～29,200～2ZZ	バス・乗合自動車 （乗車定員11名以上）
		3,30～39,300～3ZZ	普通乗用車 （乗車定員10名以下）
		4,40～49,400～4ZZ	小型貨物車
		5,50～59,500～5ZZ	小型乗用車
		6,60～69,600～6ZZ	小型貨物車
		7,70～79,700～7ZZ	小型乗用車
8,80～89,800～8ZZ	特種用途自動車		
9,90～99,900～9ZZ	A種工作車		
0,00～09,000～0ZZ	A種工作車		

(b) 軽自動車（車両番号標）

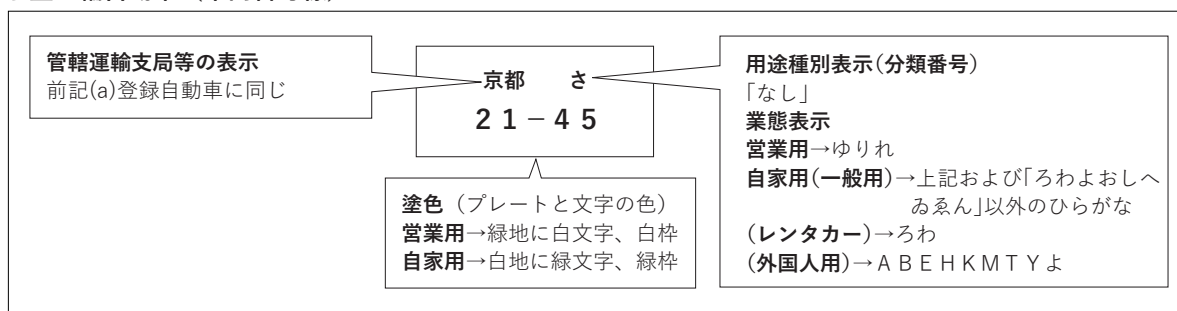
ア. 検査対象軽自動車（昭和50年1月1日以降届け出たもの）

管轄運輸支局等の表示 前記(a)登録自動車に同じ	熊本 580 あ 20-46	用途種別表示（分類番号）	車種（例）
業態表示 営業用→りれ 自家用（一般用）→上記および「わおしへゑん」以外のひらがな （レンタカー）→わ （外国人用）→A B	塗色（プレートと文字の色） 営業用→黒地に黄文字 自家用→黄地に黒文字 ▲注2	40～49,400～4ZZ	軽四輪貨物車
		600～6ZZ	
		50～59,500～5ZZ	軽四輪乗用車
		700～7ZZ	
		80～89,800～8ZZ	軽四輪貨物車 特種用途自動車 （キャンピング車以外）

イ. 検査対象外軽自動車

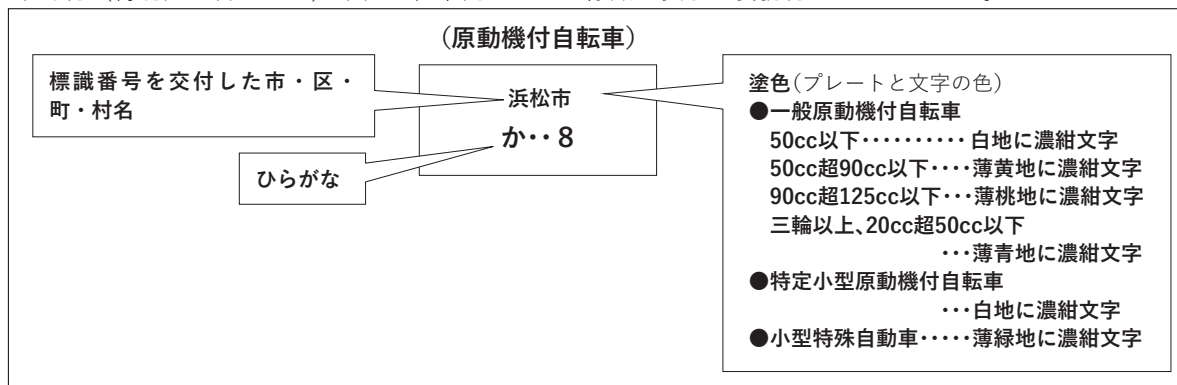
管轄運輸支局等の表示 前記(a)登録自動車に同じ	1横浜 20-46	業態表示 営業用→りれ 自家用→上記および「わおしへゑん」以外のひらがな （レンタカー）→わ （外国人用）→A B
分類番号 1,2・・・・・・二輪自動車	塗色（プレートと文字の色） 営業用→緑地に白文字 自家用→白地に緑文字	

(c) 小型二輪自動車（車両番号標）



(d) 小型特殊自動車および原動機付自転車（標識番号標）

市町村（特別区を含みます）単位に、条例によって標識の表示が義務付けられています。



注1 営業用とは、対価を得て人または貨物を運送するものをいい、それ以外のものを自家用といいます。

注2 塗色は、前記に定めるもののほか、いわゆる「図柄入りナンバープレート」については、国土交通省の定めるところによります。

デジタルテキスト 144

b. 自動車検査証（車検証）の見方

車検証の「自家用・事業用の別」欄、「自動車の種別」欄、「用途」欄により、用途車種を確認することができます。

車検証では、登録番号や車両所有者など、被保険自動車を特定するための情報を確認することができます。また、型式番号や初度登録年月など、保険金額や保険料を決定する要素を確認することもできます。 **注**

注 2023（令和5）年1月から電子車検証の発行が開始されています。電子車検証は、必要最小限の情報が記載されたA6サイズ相当の厚紙にICタグを貼付したものです。車検証情報はICタグに記録されており、汎用のICカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで、ICタグの情報を参照することができます。なお、2024（令和6）年1月からは、軽自動車（検査対象軽自動車）についても電子車検証の発行が開始されています。

デジタルテキスト 145

【電子車検証】

登録番号

車名

型式

自動車の種別

用途

自家用・事業用の別

ICタグ

自動車検査証

令和4年12月1日

運輸監理部長又は運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号		品川 399 さ 1234	初度登録年月	令和4年12月	自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用	型式指定番号	98765	類別区分番号	0001
コクドコウツウ					箱型		車体の形状							
SHADAI-001					ガソリン		総排気量又は定格出力							
ZXX-ABC99					ABD-3E		750 kg		— kg		— kg		600 kg	
乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		長さ		幅		高さ		
5人		— kg		1350 kg		1625 kg		448 cm		173 cm		149 cm		
使用者の氏名又は名称														
国土 交通														
備考														
平成10年騒音96db, その他														
T000000AA00000														

備考

※騒音規制などが記載されます。

車台番号

初度登録年月

電子車検証のICタグには、次の情報が格納されています。

- ・自動車検査証の有効期間
- ・使用者の住所
- ・所有者の氏名・住所
- ・使用の本拠の位置 等



2 3 -2 型式別料率クラス

第2節の
学習時間
およそ
6分

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車については、自動車の型式ごとに設定された料率クラスにより保険料が変動します。型式別料率クラスは損害保険料率算出機構が設定しており、多くの保険会社は、これを採用しています。



自家用普通乗用車



自家用小型乗用車



自家用軽四輪乗用車

デジタルテキスト 146

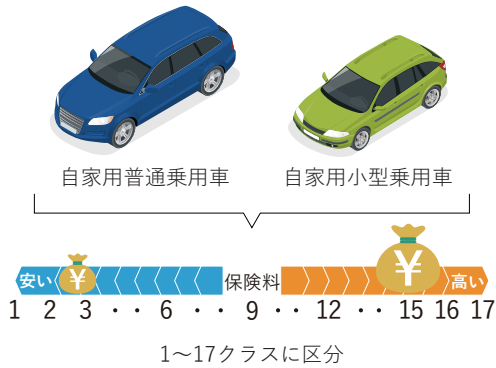
(1) 型式別料率クラスとは

型式別料率クラスとは、自動車保険における自動車ごとのリスクを「1～17」や「1～7」のクラス別に設定したものです。その数が大きくなるほど保険料が高くなり、小さくなるほど保険料が安くなります。

また、自動車の型式ごとの損害率に基づいて、原則として毎年1月にクラスの見直し **注2** が行われています。このため、被保険自動車の型式によっては、前契約で事故を起こしていない場合でも、次契約の保険料が高くなるケースがあります。

注1 自動車保険では、自動車ごとの特性（形状、構造、装備、性能）や、その自動車のユーザー層によって個々の自動車ごとにリスクの差が見られるため、それを型式単位で評価して料率クラスを設定しています。

注2 クラスの見直しの結果、リスクが低い場合は「-1」または「-2」、リスクが高い場合は「+1」または「+2」などのクラスの移動があります。



デジタルテキスト 147

(2) 型式別料率クラスの区分

型式別料率クラスは、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車を対象に、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険ごとに定められ、車種ごとに次のように区分されます。

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車の場合	1～17の17クラスに区分されています。
自家用軽四輪乗用車の場合	1～7の7クラスに区分されています。

なお、料率クラスは自動車保険車両標準価格表（以下「車価表」といいます）等で確認することができます。

デジタルテキスト 148



参考

自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラス

2025（令和7）年1月1日以降、自家用軽四輪乗用車における型式別料率クラスのクラス数が1～3の3クラスから1～7の7クラスに拡大されました。



参考

自動車保険車両標準価格表（車価表）

車価表には、自動車の型式コード・形状、仕様、料率クラス、標準保険価額などが掲載されています。

- ★型式コード 車名を表す記号で、自動車検査証の型式欄に記載されています。
- ★（形状） セダン、ワゴン等の名称をいいます。
- ★仕様 同一型式の自動車を、内装、外装、変速機等の違いで区別するもので、通常車体の外面にプレートで表示されています。
- ★料率クラス 自普乗、自小乗および自軽四乗の契約に適用される保険料区分。
- ①対人料率クラス ②対物料率クラス
③人傷料率クラス ④車両料率クラス

★標準保険価額

被保険自動車の形状・仕様のいずれか一方または両方について確認できない場合は、標準保険価額の価額帯の範囲以内の金額で協定保険価額および保険金額を定めます。

車名：

×××

（小型乗用車 5××、7××）

（単位：万円）

型 式 コード (形状)	仕 様								標 準 保 険 価 額 / 車 両 価								格		
	料率クラス								初 度 登録年月	令和4	3	3	2	1/31	30	29	28	27	発売 年月
	当 年				前 年					初度登録後 1年未満	初度登録後 1年以上								
	対人	対物	人傷	車両	対人	対物	人傷	車両											
××××××G	8	9	8	6	5	5	4	3	👹♥	215-280	155-205	140-185	130-170	115-150	100-130	90-120	80-105		
(ワゴン)	1 5 0 0 ハイブリッド×× ハイブリッド△△								👹♥ 👹♥	215-315 200-300	155-230 150-225	140-210 135-205	130-190 125-185	115-175 110-170	100-155 95-145	90-135 80-125	80-125 75-115	25.8 〃	
○○○○○○G	5	6	6	5	3	4	4	3	👹♥	200-295	150-225	135-205	125-185	115-170	95-145	80-120	70-105		
(ワゴン)	1 8 0 0 1.8××								👹♥	200-295	150-225	135-205	125-185	115-170	95-145	80-120	70-105	24.5	
△△△△△G	4	7	4	5	3	4	3	3	👹♥	185-245	140-185	125-165	115-150	105-140	90-120	75-100	65-85		
(ワゴン)	1 5 0 0 4WD 1.5××								👹♥ 👹♥	185-275 175-255	140-205 125-190	125-185 115-170	115-170 105-155	105-155 90-140	90-135 80-120	75-110 65-95	65-100 55-85	24.5 〃	
□□□□□G	5	7	7	5	3	4	4	3	👹♥	175-230	135-180	125-165	110-145	100-130	90-120	-	-		
(ワゴン)	1 5 0 0 1.5××								👹♥ 👹♥	175-260 160-240	135-205 125-185	125-185 110-165	110-165 95-145	100-150 85-130	90-135 80-120	- -	- -	29.4 〃	
◇◇◇◇◇G	7	9	4	5	4	5	4	3	👹♥	165-215	130-170	115-150	105-140	90-120	80-105	70-95	60-80		
(ワゴン)	1 5 0 0 1.5××								👹♥ 👹♥	165-245 150-220	130-190 120-175	115-175 105-160	105-155 95-140	90-140 80-125	80-120 70-105	70-105 60-95	60-95 55-85	24.5 〃	

（注）エアコンは常装備されています。

★普通乗用車・小型乗用車でエアコン・クーラーの装着がない場合

該当するエアコン・クーラー減算額を勘案して、被保険自動車の協定保険価額（保険金額）を定めます。

★普通貨物車・小型貨物車・軽四輪乗用車・軽四輪貨物車の場合のエアコン・クーラーの取扱い

エアコン・クーラーを常装備している自動車は、仕様欄に*印が付され、エアコン・クーラー装着車の価格が掲載されています。なお、エアコン・クーラーを常装備していない自動車が、エアコン・クーラーを装着している場合はエアコン・クーラー加算額を勘案して、被保険自動車の協定保険価額（保険金額）を定めます。

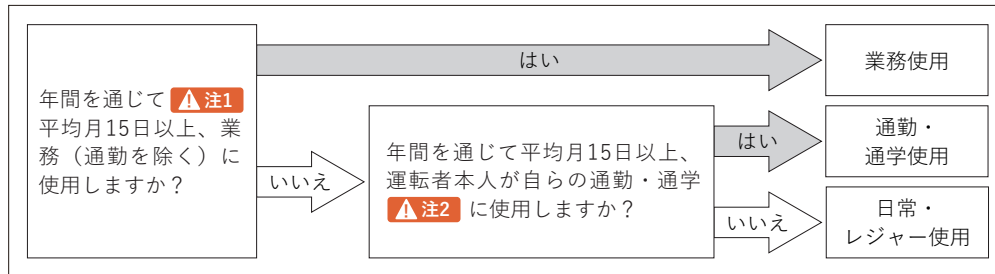
（注）安全装置等の装備の表示（●♥等のマーク）は、保険会社により異なる場合があります。詳細は各保険会社の車価表等で確認してください。

2 3 -3 使用目的

第3節の
学習時間およそ
3分

リスク細分型の自動車保険では、被保険自動車の使用目的により保険料が異なります。例えば、使用目的には「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー使用」などの区分があります。これらの使用目的により保険料が異なるため、使用実態を確認する必要があります。

使用目的の例



▲注1 「年間を通じて」とは、始期日時点（保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点）以降1年間をいいます。

▲注2 「通勤・通学」には、通勤先、通学先およびこれらへの経由地（自宅の最寄り駅等）への送迎を含みません。



参考

テレマティクス保険

テレマティクス保険とは、テレマティクス（テレコミュニケーション〈通信〉とインフォマティクス〈情報工学〉との造語）を利用して、自動車の走行距離や運転者ごとの特性などの運転情報を収集・分析し、その情報をもとに保険料を算出する仕組みを持つ自動車保険をいいます。

わが国では、ここ数年、各保険会社においてテレマティクス保険の開発が進んできています。わが国でのテレマティクス保険は、主に2つのタイプに分類できます。1つは、自動車の走行距離を測定し、それに応じて保険料を個別に算出する「走行距離連動型（PAYD型）」といわれるものです。もう1つは、自動車に設置した端末から運転行動に関する情報を集め、保険料を算出する「運転行動連動型（PHYD型）」といわれるものです。最近の動向をみると、カーナビゲーションシステムやドライブレコーダー、スマートフォンなどのIT機器を活用して、運転速度や急発進・急ブレーキの回数といった運転者ごとの運転行動の特性をリアルタイムに把握し、保険料に反映させる「運転行動連動型」の開発が進められています。

2 3 -4 その他の割引・割増

第4節の
学習時間およそ
2分

被保険自動車に安全装置等が装備された自動車や契約条件などによって、次のような割引・割増の適用を受けることがあります。

主な割（増）引	条 件
新車割引	被保険自動車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）で、始期日の属する月が初度登録（検査）年月の翌月から起算して一定期間（25か月、49か月など）以内の新車であること
A S V  注1 割引	被保険自動車は衝突被害軽減ブレーキ（A E B）  注2 が装着された自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であり、発売後一定年数（3年など）以内の型式であること
エコカー割引	被保険自動車はハイブリッド車、電気自動車または圧縮天然ガス自動車（C N G車）である自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）であり、初度登録（検査）年月が基準を満たす新車であること
福祉車両割引	被保険自動車は消費税が非課税となる補助装置が装備された福祉車両（車いす移動車など）であること
公有割引	被保険自動車は国または地方公共団体（都道府県、市区町村）が所有かつ使用する自動車であること
準公有割引	被保険自動車は所定の条件を満たす準公有団体が所有かつ使用する自動車であること
ノンフリート 多数割引	保険契約者、保険契約者の配偶者またはこれらの者の同居の親族などを記名被保険者として、始期日時点で2台以上の自動車を1保険証券で契約すること（台数に応じて割引率が異なります）
長期優良割引	ノンフリート等級が過去1年以上20等級で、かつ、事故有係数適用期間0年である契約が1年間無事故であること
1等級連続事故 契約割増	ノンフリート等級が1等級で、かつ、その契約において3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生し、引き続き1等級が適用されること

 注1 A S Vとは、Advanced Safety Vehicleの略です。

 注2 A E Bとは、Autonomous Emergency Brakingの略です。

第4章 保険金額

デジタルテキスト 151

自動車保険では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険といった保険種類（補償内容）ごとに保険金額を設定します。したがって、保険種類に応じて適切な保険金額が設定されているかを確認する必要があります。

本章では、賠償責任保険（対人・対物）、人身傷害保険、車両保険の保険金額について説明します。 **注**

注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-4-1 賠償責任保険（対人・対物）

第1節の
学習時間およそ
1分

(1) 対人賠償責任保険

対人賠償責任保険の保険金額は、人身事故の高額判例が出ている（P.017参照）こともあり、「無制限」で設定するのが一般的になっています。



デジタルテキスト 152

(2) 対物賠償責任保険

対物賠償責任保険の保険金額も、対人賠償責任保険と同様に、物損事故について多額の賠償金の負担が発生する可能性がある（P.018参照）ため、「無制限」で設定するのが一般的になっています。



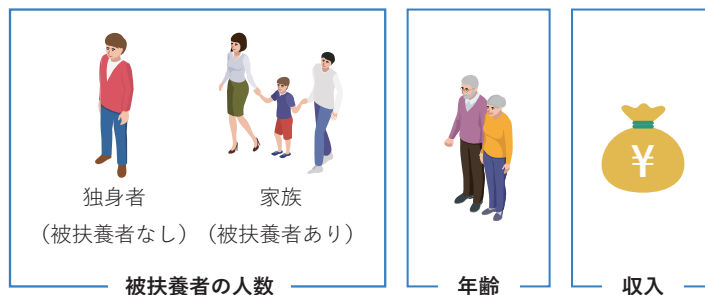
デジタルテキスト 153

2 4 -2 人身傷害保険

第2節の
学習時間およそ
1分

人身傷害保険の保険金額は、被保険者の年齢や収入、被扶養者の人数などを考慮して設定する必要があります。
例えば、高齢者しか搭乘しない自動車に高い保険金額を設定しても、実際にはそれを下回る額の保険金しか支払われないということが起こり得ます。このため、保険会社が例示する「総損害額の目安」を基に適切な額の保険金額を設定するのが一般的になっています。

被保険者の年齢・収入、被扶養者の人数を考慮し保険金額を設定



デジタルテキスト 154

(1) 車両価額協定保険特約

① 保険価額の協定

本来、保険金額は保険価額をもとに設定しますが、自動車の保険価額は保険期間中においても、減価が著しく、使用状態により評価額が大きく異なることがあります。このため、全損時における時価評価をめぐり被保険者とトラブルになる場合があります。

このトラブルを避けるために、「車両価額協定保険特約」が車両保険に自動付帯（セット）されているのが一般的です（P.072参照）。

この特約は、保険契約者または被保険者と保険会社との間で契約締結時における市場販売価格相当額 **▲注** を保険価額として協定し、その協定した保険価額と保険金額を保険期間中は常に一致させるというものです。

▲注 市場販売価格相当額とは、被保険自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車を購入する場合の価格のことで、時価額のことを指します。

デジタルテキスト 155

② 保険金額の設定

この市場販売価格相当額は、車価表等に掲載された価格帯の範囲内の金額で設定するのが一般的です。

具体的には、被保険自動車の車名、型式、形状、仕様、初度登録年月（軽四輪乗用車および軽四輪貨物車の場合は初度検査年月）を確認し、車価表等の車両価格欄に掲載されているその自動車の初度登録年月に該当する価格帯の範囲以内の金額で保険金額を設定します。

【車価表】

型式 コード (形状)	仕 様						初 度 登 録 年 月	標準保険価額／車両価格								発売 年月	
	軽自動車							令和4 3 1年未満	3 初年度登録 1年以上	2	1/31	30	29	28	27		
	当 年	前 年	前 前 年	対 人	対 物	対 人											
*****G (ワゴン)	1500	ハイブリッド××					●▼	215-280	155-205	140-185	130-170	115-150	100-130	90-120	80-105	25.8	#
		ハイブリッド△△					●○	215-315	155-230	140-210	130-190	115-175	100-155	90-135	80-125	25.8	#
							●○	200-300	150-225	135-205	125-185	110-170	95-145	80-125	75-115	#	
*****G (ワゴン)	1800	1.8××					●▼	200-295	150-225	135-205	125-185	115-170	95-145	80-120	70-105	24.5	#
		1.5××					●○	200-295	150-225	135-205	125-185	115-170	95-145	80-120	70-105	24.5	#
*****G (ワゴン)	1500	4WD 1.5××					●▼	185-245	140-185	125-165	115-150	105-140	90-120	75-100	65-85	24.5	#
		1.5△△					●○	185-275	140-205	125-185	115-170	105-155	90-135	75-110	65-100	24.5	#
							●○	175-255	125-190	115-170	105-155	90-140	80-120	65-95	55-85	#	
*****G (ワゴン)	1500	1.5××					●▼	175-230	135-180	125-165	110-145	100-130	90-120	-	-	29.4	#
		1.5△△					●○	175-260	135-205	125-185	110-165	100-150	90-135	-	-	29.4	#
							●○	160-240	125-185	110-165	95-145	85-130	80-120	-	-	#	
*****G (ワゴン)	1500	1.5××					●▼	165-215	130-170	115-150	105-140	90-120	80-105	70-95	60-80	24.5	#
		1.5△△					●○	165-245	130-190	115-175	105-155	90-140	80-120	70-105	60-95	24.5	#
							●○	150-220	120-175	105-160	95-140	80-125	70-105	60-95	55-85	#	

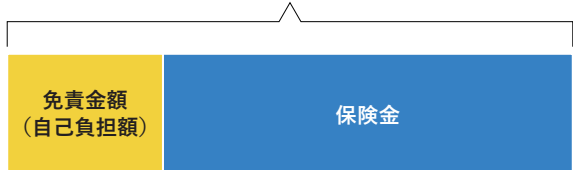
デジタルテキスト 156

(2) 免責金額（自己負担額）の設定

車両保険では、免責金額（自己負担額）を設定することにより、保険料の負担を軽減することができます。ただし、免責金額（自己負担額）を設定した契約では、万が一、事故が発生した場合には、保険契約者は、その免責金額分を自己負担しなければなりません。また、事故の回数に応じて免責金額（自己負担額）が増えていく契約では、2回目以降の事故では自己負担額が増えることについて注意する必要があります。

なお、事故の相手方から損害賠償金が支払われた場合、保険約款に基づき、その額は優先して免責金額（自己負担額）に充当されることになります。

修理代



デジタルテキスト 157

第5章 ノンフリート等級別料率（保険事故実績）

デジタルテキスト 158

ノンフリート契約では、前契約の有無、前契約における事故の有無等により「ノンフリート等級」および「事故有係数適用期間」を決定し、これらに対応する「ノンフリート等級別料率」を適用します。これを「ノンフリート等級別料率制度」といいます。【注】

【注】 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2 [5] -1 ノンフリート等級別料率制度

第1節の
学習時間およそ
18分

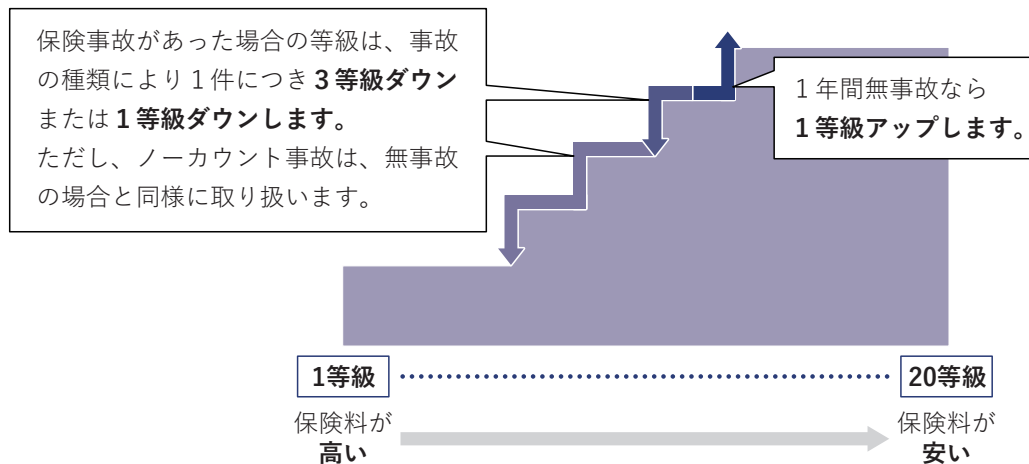
(1) ノンフリート等級別料率

① 等級区分と無事故・事故有

ノンフリート等級別料率制度は、「1～20等級」の等級区分と「無事故・事故有」の区分から構成され、保険事故の実績に応じて、保険料の割引または割増が適用されます。

具体的には、保険金を支払う事故、区分、件数および事故有係数適用期間等により、「等級」および「無事故」または「事故有」の区分を適用します。例えば、前契約の保険期間1年間に保険事故がなかった場合の新契約の等級は1等級上がり、保険事故があった場合の新契約の等級は、事故の種類により1件につき3等級または1等級下がります。また、保険事故があった場合には、事故有の割増率を適用しますが、その間の事故件数や事故の種類により、事故有係数の適用期間が異なります。【注】

【注】 所有・使用する自動車の総付保台数が9台以下のノンフリート契約が対象となります。



デジタルテキスト 159

② 保険事故

保険事故とは、保険約款（特約を含みます）に基づき保険会社に保険金の支払責任がある事故のことをいい、次のとおり区分されます。

事故件数とは、自動車1台ごとに、前契約の保険期間内に発生した事故（未払いおよび未請求事故を含みます）の合計件数のことをいい、1回の事故について1件として数えます。

3等級ダウン事故	1等級ダウン事故およびノーカウント事故のいずれにも該当しない事故をいいます。例えば、次の事故が該当します。この場合、等級が3つ下がり、「事故有係数適用期間」が事故1件につき3年加算されます。 a. 対人賠償責任保険に係る事故 b. 対物賠償責任保険に係る事故 c. 車両保険に係る事故（1等級ダウン事故を除きます）
1等級ダウン事故	車両保険金のみで支払い、その損害の原因が次のいずれかに該当する事故をいいます。この場合、等級が1つ下がり、「事故有係数適用期間」が事故1件につき1年加算されます。 a. 火災または爆発 b. 盗難 c. 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 d. 台風、竜巻、洪水または高潮 e. 落書または窓ガラス破損 f. いたずら g. 飛来中または落下中の他物との衝突 h. a～gのほか、偶然な事故によって生じた損害（他物との衝突もしくは接触、または被保険自動車の転覆もしくは墜落を除きます）
ノーカウント事故	1回の事故によって支払われる保険金が、人身傷害保険金などのみの事故や無保険車傷害保険金などのみの事故などをいいます。ノーカウント事故については、事故件数に数えません。  注

 **注** 車両保険無過失事故特約（P.078参照）によりノーカウント事故として取り扱われる事故も含みます。

デジタルテキスト 160

③ 新契約

新契約とは、新たに締結する保険契約をいい、継続契約  **注1** および中途更改  **注2** 後の新契約を含みます。

 **注1** 継続契約とは、保険会社と締結されていた前契約と同一の保険契約者、記名被保険者および被保険自動車による保険契約で、かつ、前契約の満期日を保険期間の初日としてその保険会社と締結される新契約をいいます。

 **注2** 中途更改とは、現存契約を解約し、現存契約と同一の保険契約者、記名被保険者および被保険自動車による保険契約を、その解約日を保険期間の初日として同一の保険会社と締結することをいいます。なお、保険契約者の同一性を中途更改の要件としない保険会社もあります。

デジタルテキスト 161

④ 前契約

前契約 **▲注1** とは、次の a～c の条件をすべて満たす保険契約をいいます。

a. 新契約と記名被保険者が同一であること

なお、記名被保険者の変更があっても、次の変更であれば、記名被保険者が同一とみなされます。

- (a) 配偶者（内縁関係にある者などを含みます）間の変更
- (b) 同居の親族 **▲注2** 間の変更
- (c) 記名被保険者の配偶者の同居の親族 **▲注2** への変更
- (d) 所有権留保条項付売買契約により売買された自動車について、自動車販売業者から購入者への変更
- (e) 法人の合併、分離・独立、会社分割による変更
- (f) 法人の組織変更による変更
- (g) 事業譲渡に伴う法人間の変更
- (h) 個人事業主・法人間の変更（個人事業主である記名被保険者が法人を新設した場合や、法人の解散後の事業を個人事業主が承継した場合などの変更） 等

b. 新契約と被保険自動車が同一であること **▲注3**

c. 新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していた保険契約のうち、最も遅く保険責任が終了した契約であること

なお、上記 a 以外に記名被保険者の変更があった場合で、その変更が被保険自動車の譲渡 **▲注4** 以外の理由によるときは、記名被保険者に変更がないものとして等級を適用したときに、新契約の等級、事故有係数適用期間が次の(a)(b)のいずれかに該当する場合は、変更後の保険契約を変更前と同一の記名被保険者による保険契約とみなして取り扱います。

- (a) 新契約の等級が 1～5 等級となるもの
- (b) 上記(a)以外で新契約の事故有係数適用期間が 1～6 年となるもの **▲注5**

ただし、貸借契約により有償で貸借されているリースカーを被保険自動車とする保険契約について記名被保険者を変更する場合を除きます。

▲注1 前契約には、他の保険会社または所定の共済との契約も含みます。

▲注2 親族とは、6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族をいいます。

▲注3 車両入替処理規定（P.219～P.221参照）に定める同一用途車種区分に該当する新規取得自動車または所有自動車に入れ替えられた場合も被保険自動車が同一とみなされます。

▲注4 被保険自動車の譲渡について、自動車検査証等により確認されたものに限りします。

▲注5 この場合、ノンフリート等級は継承せずに、新契約の等級は 6 等級（新規契約）とします（事故有係数適用期間は継承します）。

(2) 等級の決定

① 前契約がない場合の新契約

a. 1台目の契約

前契約がない場合の新契約は6等級（新規契約） となります。この場合、事故有係数適用期間は0年となります。

b. 2台目以降の契約（複数所有新規）

前契約のない2台目以降の自動車を被保険自動車として、新たに自動車保険を契約する場合で、複数所有新規の適用条件を満たすときは7等級（新規契約） となります。この場合、事故有係数適用期間は0年となります。

<複数所有新規の適用条件>

- ・既に11等級以上の自動車保険を契約していること
- ・1台目および2台目以降の被保険自動車が、いずれも自家用8車種（P.219参照）であること
- ・2台目以降の契約の記名被保険者および被保険自動車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者	被保険自動車の所有者
・1台目の契約の記名被保険者 ・1台目の契約の記名被保険者の配偶者 ・1台目の契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	・1台目の契約の被保険自動車の所有者 ・1台目の契約の記名被保険者 ・1台目の契約の記名被保険者の配偶者 ・1台目の契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

 保険会社によっては、6等級(S)と表示します。

 保険会社によっては、7等級(S)と表示します。

 配偶者には内縁関係にある者などを含みます。

 被保険自動車の所有者については、被保険自動車所有権留保条項付売買契約により売買された自動車である場合はその買主、リースカー（リース業者が1年以上を期間とする貸借契約に基づき有償で貸し出す自動車をいいます）である場合はその借受人とします。

② 前契約がある場合の新契約

前契約における事故件数、保険期間をもとに、次のように適用します。

a. 新契約の始期日が次のいずれかに該当する場合

- ・前契約の満期日または前契約の満期日の翌日から起算して7日以内の日
- ・前契約の解約日または前契約の解約日の翌日から起算して7日以内の日

前契約の保険期間の1年間に事故（ノーカウント事故を除きます。以下同様）がなければ、前契約の等級に1を加えた等級が新契約の等級となります。前契約の保険期間が1年に満たない場合には、事故がなくても等級は進みません。

前契約において事故があった場合には、1事故につき前契約の等級から3または1を減じた等級が新契約の等級となります。この場合は、前契約の保険期間が1年未満であっても、事故があれば等級はダウンします。

前契約の 3等級ダウン 事故件数	前契約の 1等級ダウン 事故件数	前契約の 保険期間	新契約の等級
0件	0件	1年	前契約の等級に1を加えた等級 （20等級を上限とします）
		1年未満	前契約の等級と同一の等級
	1件以上	1年 1年未満	前契約の等級から、前契約の1 等級ダウン事故件数1件につき 1を減じた等級（1等級を下限 とします）
1件以上	0件	1年 1年未満	前契約の等級から、前契約の3 等級ダウン事故件数1件につき 3を減じた等級（1等級を下限 とします）
	1件以上	1年 1年未満	前契約の等級から、前契約の1 等級ダウン事故件数1件につき 1を減じ、3等級ダウン事故件 数1件につき3を減じた等級 （1等級を下限とします）

b. 新契約の始期日が次のいずれかに該当する場合

- ・前契約の満期日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日
- ・前契約の解約 **▲注1** 日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日
- ・前契約の解除 **▲注2** 日（失効となった場合は失効日）またはその解除日の翌日から起算して13か月以内の日

前契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日を経過してしまった場合、前契約の等級が7等級（新規契約）または7～20等級のときの新契約の等級は6等級が適用されます。また、前契約の等級が1～6等級であれば、13か月間は前契約の等級がそのまま新契約にも適用されます（前契約が解除または失効となった場合も同様です）。

前契約の 3等級ダウン 事故件数	前契約の 1等級ダウン 事故件数	前契約の 保険期間	新契約の等級
0件	0件	1年	・前契約の等級が1～6等級の場合は前契約の等級と同一の等級 ・前契約の等級が6等級（新規契約）、7等級（新規契約）または7～20等級の場合は6等級
		1年未満	・前契約の等級が1～6等級または6等級（新規契約）の場合は前契約の等級と同一の等級 ▲注3 ・前契約の等級が7等級（新規契約）または7～20等級の場合は6等級
	1件以上	1年 1年未満	・前契約の等級から、前契約の1等級ダウン事故件数1件につき1を減じた等級（6等級を上限、1等級を下限とします）
1件以上	0件	1年 1年未満	・前契約の等級から、前契約の3等級ダウン事故件数1件につき3を減じた等級（6等級を上限、1等級を下限とします）
	1件以上	1年 1年未満	・前契約の等級から、前契約の1等級ダウン事故件数1件につき1を減じ、3等級ダウン事故件数1件につき3を減じた等級（6等級を上限、1等級を下限とします）

▲注1 解約とは、保険契約者の請求により現存契約を終了させることをいいます。

▲注2 解除とは、保険料の不払いなどにより、保険会社が現存契約を消滅させることをいいます。

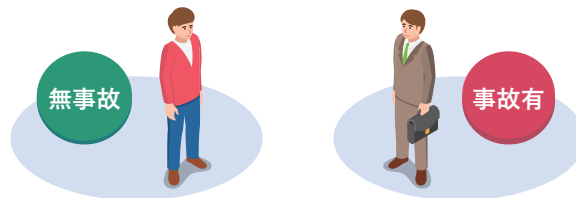
▲注3 6等級（新規契約）の場合の前契約の等級と同一の等級は、6等級（新規契約）となります。

（3）無事故・事故有の区分の決定と事故有係数適用期間

① 無事故・事故有の区分

前契約で事故があった保険契約者は、事故がなかった保険契約者と比べて事故を起こす確率が高いことから、保険契約者間の保険料負担の公平性を確保するため、ノンフリート等級別割増引率を「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率の2つに区分しています。

ノンフリート等級別割増引率



2つに区分

デジタルテキスト 166

② 事故有係数適用期間

事故有係数適用期間とは、「事故有」の割増引率（係数）を適用する期間（始期日における残りの適用年数）のことをいい、契約ごとに事故有係数適用期間を設定します（6年を上限、0年を下限とします）。

契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合は「事故有」の割増引率（係数）を、事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率（係数）を適用します。

事故有係数適用期間	割増引率（係数）の適用区分
1～6年	「事故有」の割増引率（係数）を適用
0年	「無事故」の割増引率（係数）を適用

事故有係数を適用する期間は、前契約に事故があった場合、3等級ダウン事故1件につき3年、1等級ダウン事故1件につき1年が加算されます（事故有係数適用期間の上限は6年です）。反対に、前契約が無事故で推移すれば、保険期間が1年経過するごとに事故有係数を適用する期間が1年減っていきます。

前契約の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウンの事故が1件	+ 3年
1等級ダウンの事故が1件	+ 1年
無事故	- 1年

【事故有係数の適用例】

事故有係数適用期間「0年」の契約において、15等級で3等級ダウン事故が1件発生し、その後、3年間無事故で推移した場合の例

	事故発生年	1年後	2年後	3年後	4年後
無事故の割増引率	15等級で3等級ダウン事故発生				1等級アップして15等級
事故有の割増引率		3等級ダウンして12等級	1等級アップして13等級	1等級アップして14等級	
事故有係数適用期間	0年	(+ 3年) 3年	(- 1年) 2年	(- 1年) 1年	(- 1年) 0年

← 事故有係数適用期間（3年間） →

2 5 -2 ノンフリート等級の継承

第2節の
学習時間およそ
5分

(1) 特則

次のようなノンフリート等級を継承する特則等があります。

① 中断特則

② ノンフリート
保険期間通算特則③ ノンフリート
等級継承期間の
延長に関する特則

デジタルテキスト 168

① 中断特則

被保険自動車の廃車・譲渡や記名被保険者の海外渡航などに伴い、保険契約を中断した場合に適用できる制度として「中断特則」があります。

この特則により、保険契約を中断しても一定条件を満たす場合には、中断日（または出国日）の翌日から起算して10年間は、中断前の保険契約（以下「旧契約」といいます）を前契約とみなしてノンフリート等級別料率の定めを適用して決定したノンフリート等級および事故有係数適用期間を、中断後の保険契約（以下「新契約」といいます）に適用することができます。

なお、この特則を適用するためには、旧契約の満期日（または解約日）の翌日から起算して一定の期間（13か月、5年など）以内に、保険契約者から保険会社に中断証明書の発行依頼があることが必要となります。

したがって、契約引受けの際は、必ず保険契約者に対して、中断特則の概要や手続きの方法について説明しておく必要があります。

中断証明書は、旧契約を前契約としてノンフリート等級別料率の定めを適用した場合の新契約のノンフリート等級が7～20等級となる保険契約で、次のいずれかに該当するときに発行することができます。

a. 旧契約の保険期間中に、次のいずれかに該当する事由が発生していること

- ・被保険自動車の廃車、譲渡、返還、車検切れ、一時抹消、盗難
- ・被保険自動車の他の所有自動車の保険契約への車両入替

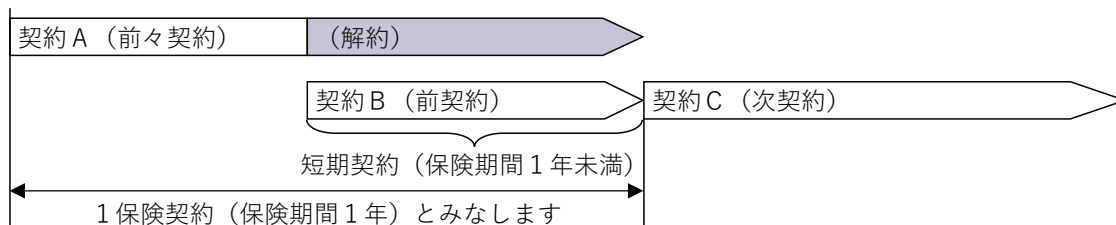
b. 記名被保険者が海外渡航する場合で、中断日が、記名被保険者の出国日の6か月前の日以降にあり、かつ、その契約が記名被保険者の帰国日前に締結した最後の保険契約であること

デジタルテキスト 169

② ノンフリート保険期間通算特則

保険期間の途中で保険契約を解約して新契約を引き受ける場合等に、ノンフリート等級の進行や事故有係数適用期間の減少が遅れるデメリットを回避することができる特則です。

【解約前後の保険契約を通算して1保険契約とみなす方法】



※保険期間の途中で契約 A（前々契約）を解約し、契約 B（前契約）を締結する場合において、契約 A（前々契約）および契約 B（前契約）の 2 つの保険契約を通算して 1 保険契約としてみなし、契約 C（次契約）に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間を決定します。

デジタルテキスト 170

③ ノンフリート等級継承期間の延長に関する特則

保険契約者の長期入院等やむを得ない事由が発生し、新契約の契約手続きが満期日までにできない場合、前契約の満期日または解約日の翌日から 7 日を超え 180 日以内に手続きを行うことを条件に、満期日に継続した場合と同様のノンフリート等級および事故有係数適用期間を継承できる特則です。

デジタルテキスト 171

(2) 自動車保険の等級情報交換制度

自動車保険の等級情報交換制度（自動車保険契約確認のための情報交換制度）は、自動車保険を契約した保険会社を変更した場合であっても前契約の等級が適切に継承されるように、保険会社間で確認を行っている制度で、主なものとして次の制度があります。

① 1～5 等級・割増料率適用対象契約情報交換制度

契約者から、前年度に契約のない新たな自動車保険契約を締結したいとの申し出があった場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約の有無等について損害保険会社等の間で確認する制度です。

② 無事故・事故確認制度

自動車保険を契約する損害保険会社等を変更した場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約における保険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認する制度です。

保険会社を変更して契約の更新を行う際には、保険契約者から申告のあった等級が正しいものであるかどうかを確認することが重要となります。

デジタルテキスト 172

第6章 保険期間・保険料払込方法

デジタルテキスト 173

保険契約は、保険期間内に生じた保険事故に対して保険金を支払うものです。したがって、どのくらいの期間の補償を必要とするか、保険期間の設定が必要となります。

基本的に、自動車保険の保険料は、保険期間1年当たりで決められています。また、保険契約者の利便性を踏まえ、保険料払込方法を確認します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2 [6] -1 自動車保険の保険期間

第1節の
学習時間およそ
2分

(1) 保険期間

通常の保険期間は1年ですが、1年を超える期間または1年未満の期間を定めることもできます。保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり（新規契約の場合は任意の時刻を設定できます）、末日の午後4時に終了します。なお、保険期間が開始しても、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、原則として保険金は支払われません。

【保険期間の設定方法】

a. 月または年をもって保険期間を定める場合

保険期間の初日の翌日を起算日とし、その期間の最終月の保険期間の初日に相当する日を満期日とします。ただし、保険期間の初日が月の末日のときは、その期間の最終月の末日を満期日とします。

（例：1年契約の場合 初日1月18日・満期日翌年1月18日）

なお、保険期間の最終月に保険期間の初日に相当する日がない場合は、最終月の末日を満期日とします。

（例：1年契約の場合（閏年）初日2月29日・満期日翌年2月28日）

b. 日をもって保険期間を定める場合

保険期間の初日の翌日を起算日とします。

デジタルテキスト 174

(2) 契約更新（継続手続き）のサポート

満期時における継続手続きの失念等や長期の外出などで、万が一満期日までに保険契約者等と連絡がとれず補償がなくなることを防ぐため、このような場合に前年の保険契約と同条件で自動的に保険契約を更新する特約があります。この特約は、保険契約者等から更新しない旨の申し出がない場合に限り適用します。

このような継続手続き漏れを防ぐ特約があっても、代理店（保険募集人）は日頃から満期管理を的確に行う必要があります。

デジタルテキスト 175

2 6 -2 保険料の払込方法

第2節の
学習時間およそ
5分

近年では、保険契約者の利便性を踏まえ、保険料の払込方法の多様化や手続き時のキャッシュレス化が進んでいます。 **【注】**

【注】 保険会社によって取扱いが異なります。

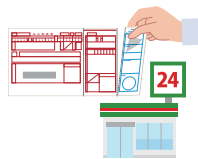
払込方法



口座振替



クレジットカード払



コンビニ払



請求書払

etc.

デジタルテキスト 176

(1) 一時払・分割払

保険期間1年の場合、保険料は一時払が基本ですが、保険料を分割して払い込む分割払もあります。分割払は、一時払に比べて保険料の払込総額が高くなります **【注1】**。

保険期間が1年超となる長期契約の場合、保険料の払込方法には、長期一括払 **【注2】** と長期分割払があります。一般的に、長期一括払は1年ごとに契約を更新して保険料を払い込む場合に比べて保険料の払込総額は安くなります。また、長期分割払には、長期年払や長期月払があり、保険期間を長期に設定することにより、通常の年払や月払よりも保険料が安く設定されるのが一般的です。

【注1】 分割払（月払）の場合は、一時払に対して所定の割増（5%など）を適用します。

【注2】 長期一括払を長期一時払と呼ぶ保険会社もあります。

月払



年払



デジタルテキスト 177

(2) 保険料の払込方法

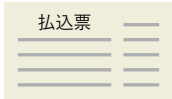
保険料の払込方法には、口座振替、クレジットカード払、コンビニエンスストアでの払込票払（以下「コンビニ払」といいます）などがあります **注1**。一般的には、口座振替やクレジットカード払は、分割払・一時払のいずれも選択できますが、コンビニ払などは一時払のみとなります。

また、口座振替やクレジットカード払 **注2** の場合、基本的には、始期日の属する月の翌月から請求します。したがって、月払の契約の場合には、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあるため注意が必要です。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払・長期月払	長期年払	長期一括払
口座振替、クレジットカード払	○	○	○
コンビニ払、郵便局等での払込票払、請求書払（銀行等での振込み）	×	×	○

注1 契約内容により選択できない払込方法もあります。

注2 クレジットカード払の場合、請求月の取扱いが異なることがあります。



参考 団体扱・集団扱契約

団体扱契約とは、企業等を1つの「団体」として、その「団体」または「団体」の共済組合等が保険会社との間で保険料の集金契約を締結したうえで、同団体に勤務している役員・従業員が契約者となって保険契約を締結するものです。

集団扱契約とは、協同組合・医師会・下請業者の会など、所定の条件を満たす組織を1つの「集団」として、その「集団」が保険会社との間で保険料の集金契約を締結したうえで、同集団に属する者（会員等）が契約者となって保険契約を締結するものです。

代理店（保険募集人）は、団体扱契約や集団扱契約を取り扱う場合には、適用条件に合致していることを確認する必要があります。

(3) 保険料領収前に発生した事故の取扱い

保険契約においては、保険料の払込みをもって保険会社に保険金支払義務が生じる（支払責任が発生する）というのが原則であり、保険料払込み前に生じた事故については、保険金は支払われません。

なお、保険料の払込方法が口座振替またはクレジットカード払の場合については、次の取扱いとなります。

① 口座振替の場合

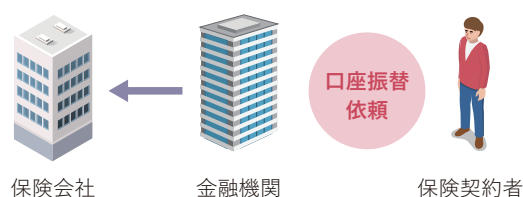
② クレジットカード払の場合

デジタルテキスト 179

① 口座振替の場合

保険料の払込期日までに保険料が払い込まれれば、保険料を払い込む前に発生した事故に対しても保険金を支払うという取扱いが一般的です。

保険料が当初の払込期日に払い込まなかった場合であっても、「払込期日の属する月の翌々月末」まで払込期日を猶予することもあります。



デジタルテキスト 180

② クレジットカード払の場合

保険契約締結後、保険会社がカード会社に、使用されるクレジットカードが有効か、支払う保険料が利用限度額内にあるかなどを確認し、保険会社がクレジットカード払を承認した段階で保険契約は有効となります。したがって、クレジットカード払による保険契約が有効とされれば、口座振替と同様、保険料を払い込む前に発生した事故に対しても保険金が支払われるという取扱いが一般的です。



デジタルテキスト 181